

指宿市公共施設等総合管理計画

個別施設計画

【かいもん山麓ふれあい公園】

【担当課】 産業振興部観光施設管理課

令和3年3月

【令和5年10月改訂】

鹿児島県指宿市

目次

1	個別施設計画策定の趣旨及び概要	39-1
	(1) 策定の趣旨	39-1
	(2) 概要	39-1
2	施設別財産状況	39-2
	(1) 施設の概要	39-2
	(2) 管理の状況等	39-2
3	施設別利用状況	39-2
4	施設について	39-3
	(1) 施設の役割	39-3
	(2) 現状と課題	39-3
	(3) 今後の施設の考え方	39-3
5	検討結果	39-4

1 個別施設計画策定の趣旨及び概要

(1) 策定の趣旨

平成29年3月に本市が策定した「指宿市公共施設等総合管理計画」に定めた3つの基本方針「公共施設等の適正配置と施設総量の縮減を図ります」、「公共施設等の計画的な予防保全等の実施により長寿命化を図ります」、「公共施設等の効率的な管理運営を目指します」に基づき、指宿市公共施設等総合管理計画の第1期（令和8年度まで）について、施設又は施設の類型に応じた個別施設計画を策定しました。

(2) 概要

本計画は、指宿市公共施設等総合管理計画「第3章 公共施設等の計画的な管理に関する基本的な方針」に基づき、かいもん山麓ふれあい公園について、検討した結果を示したものです。

本計画の実施期間は、指宿市公共施設等総合管理計画の第1期に合わせた令和8年度までとします。

また、本計画については、必要に応じて随時、見直しを行います。

2 施設別財産状況

(1) 施設の概要

施設名	かいもん山麓ふれあい公園
所在地	指宿市開間十町2626番地
電話番号	0993-32-5566
建築年	平成4年
敷地面積	164,246㎡
構造	・鉄筋コンクリート造 2階建（中央管理棟） 1棟 458.93㎡ ・木造（ログハウス） 12棟 706㎡
延床面積	1619.32㎡
施設内容	中央管理棟，ログハウス（12棟）
付属施設	駐車場305台，オートキャンプ場，フリーキャンプ場，炊飯棟， パターゴルフ場，遊具施設，芝生広場，屋外トイレ（3棟）， 旧草スキー管理棟，旧草スキー場

(2) 管理の状況等

施設名	管理形態	用途	耐震診断 実施の有無	耐震補強 実施の有無
かいもん山麓ふれあい 公園	直営	公園	不要	不要

3 施設別利用状況

かいもん山麓ふれあい公園の延べ利用者数を示したものです。なお，利用期間は平成29年4月から令和5年3月までの6年間です。

施設名	延べ利用者数					
	H29	H30	R元	R2	R3	R4
かいもん山麓 ふれあい公園	33,586人	35,878人	38,384人	27,416人	36,924人	35,350人

4 施設について

(1) 施設の役割

かいもん山麓ふれあい公園は、市民はもとより、市内を訪れる観光客や登山者が利用する施設であり、観光交流人口を増加させる役割を担っています。

(2) 現状と課題

かいもん山麓ふれあい公園は、開聞岳登山者の玄関口や夏祭りなどのイベントの会場、キャンプやゴーカートなどを楽しめるレジャースポットとして親しまれています。

一方で、整備から30年以上が経過していることにより、施設の老朽化が目立ってきている状況です。また、利用者及び収益の減少傾向が続いていることから、採算性が非常に低いことも問題として挙げられます。

市民の憩いの場としての役割は確保しつつ、刻々と変化する利用者のニーズに臨機応変に対応し、レジャー目的のファミリーやソロキャンパーに加えて、カップルや若者層など、客層を拡大していくことや、現在のように登山者の通過点となるのではなく、拠点となるような設備の充実や再整備が必要となります。

(3) 今後の施設の考え方

指宿市公共施設等総合管理計画の簡易評価結果において、かいもん山麓ふれあい公園は利用検討となっています。

当該施設の全ての設備について、公園を核として、地域の賑わいを取り戻すことや、周辺への経済波及効果などを勘案し、ノウハウをもった民間事業者への委託、貸付などについて、可能な限り早期に実施するよう検討します。

5 検討結果

現状や課題，今後の施設の考え方を踏まえ検討した結果を記載しています。

施設名	現状※		方針	
	簡易評価結果	建物劣化状況		
かいもん山麓ふれあい公園	利用検討	C	用途廃止	当該施設の全ての設備について，公園を核として，地域の賑わいを取り戻すことや，周辺への経済波及効果などを勘案し，ノウハウをもった民間事業者への委託，貸付などについて，可能な限り早期に実施するよう検討します。

※現状欄の簡易評価結果及び建物劣化状況は，指宿市公共施設等総合管理計画における結果を記載しています。

また，建物劣化状況は，以下の評価基準に基づき，A>B>C>D>Eの順に5段階評価で示しています。

(A)目立った破損・外傷はない。

(B)微細な破損・外傷は存在するが，事故（タイルの落下等）に結びつく可能性は少ない。

(C)大規模な改修等を行っていないため，破損・外傷が目立つ。

(D)事故発生の可能性が高く，早急な対応が必要である。

(E)確認できない箇所が多い。